

固定資産税等の軽減措置の継続について

- 東京都主税局 -

固定資産税・都市計画税に対する次の軽減措置について、平成19年度においても継続することといたしますので、お知らせします。

- ・商業地等に対する負担水準の上限引下げ
- ・小規模住宅用地に対する軽減措置
- ・小規模非住宅用地に対する軽減措置
- ・新築住宅に対する軽減措置

なお、商業地等に対する負担水準の上限引下げ及び小規模住宅用地に対する軽減措置については、都税条例改正案を平成19年第1回東京都議会定例会に提案する予定です。

〔参考〕

軽減措置の概要

対 象	経 緯	軽減の割合等
商業地等 (負担水準が65%を超える商業地等)	創設 平成17年度 目的 ・負担水準の不均衡を是正 ・過重な負担の緩和	固定資産税、都市計画税の負担水準65%に相当する税額まで軽減
小規模住宅用地 (面積200平方メートルまでの部分)	創設 昭和63年度 目的 ・都民の定住確保 ・地価高騰に伴う負担緩和	都市計画税の2分の1
小規模非住宅用地 (面積400平方メートル以下の土地のうち200平方メートルまでの部分)	創設 平成14年度 目的 ・過重な負担の緩和 ・中小企業の支援	固定資産税、都市計画税の2割
新築住宅 (平成12年1月2日から平成19年1月1日までに新築された住宅)	創設 平成12年度 目的 ・景気対策 ・良質な住宅ストックの形成	(新築から3年間) 固定資産税、都市計画税の全額～2分の1

平成20年1月1日まで延長されます。

— 問い合わせ先 —

東京都主税局税制部税制課

電話 03 - 5388 - 2949